大村市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1　特定個人情報等の保護に関する考え方

大村市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。 以下「番号法」という。）」及び「大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年大村市条例第 45 号。以下「番号条例」という。）」に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法及び番号条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置を定めていることから、大村市における管理体制及び管理規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2　特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

(1)　特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

ア　番号法

イ　番号条例

ウ　大村市個人情報保護条例（平成 17 年大村市条例第 2 号）

エ　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年　特定個人情報保護委員会告示第 6 号）

オ　行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成 16 年 9 月 14 日付け総管情第 84 号総務省行政管理局長通知）

カ　大村市情報セキュリティポリシー

（安全管理措置）

(2)　特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（適正な利用・収集・保管・廃棄、目的外利用の禁止）

(3)　特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

（委託・再委託）

(4)　特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき大村市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

（継続的改善）

(5)　特定個人情報等の保護に関する管理体制及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。